

令和7年度共同募金メニュー事業配分要綱

令和8年度に実施する地域福祉を推進するボランティア活動や地域の住民福祉活動を支援する次のメニュー事業に配分する。ただし、メニュー事業配分は一事業を特定して配分する。また、社会福祉協議会にあっては、二事業を限度に配分する。

No	メニュー事業	趣 旨	対 象	配分限度額(円)	内 容
1	ボランティア活動推進事業	地域住民の社会福祉活動への参加を推進するとともに、ボランティアによる福祉活動を支援するために必要な機器整備事業に配分する。	社会福祉協議会 社会福祉施設	200,000	・地域や福祉施設等において活動しているボランティア団体を支援するために必要な機器整備事業 ・点字・点訳ボランティア（点字パソコン、点字プリンター等） ・朗読・音訳ボランティア（録音機、高速ダビング機等） ・給食サービスボランティア（厨房機器、ランチジャー等） ・その他ボランティア活動に必要な機器
2	地域子育て支援事業	児童福祉施設の専門機能を生かした地域の子育て家庭への支援事業や、小地域で児童がつどい、学習や遊びを通して健全育成を図るために必要な機器整備事業に配分する。	社会福祉協議会 児童福祉施設	200,000	・児童福祉施設の地域子育て支援事業に必要な遊具・運動用具の整備事業 ・おもちゃ図書館のおもちゃの設置 ・児童文庫の設置 ・放課後児童クラブ・学童保育等の活動に必要な遊具、教材、運動用具、絵本等の整備事業 ・子どものあそび場の遊具の設置（遊び場の管理体制が確立されていること。）
3	安心・安全なまちづくり活動支援事業	地震・風水害などの災害に対する防災活動や、子どもたちが被害となる事件等に対応した防犯活動へ配分する。	社会福祉協議会 社会福祉施設 NPO法人	200,000	・災害ボランティア活動に係る機器整備事業 ・災害ボランティア・災害ボランティアコーディネーター育成事業 ・AED（自動体外式除細動器）設置事業 ・地域の高齢者・障害者等災害弱者への防災・救援体制整備事業 ・地域の防災・防犯のためのネットワーク及びシステム構築事業 ・地域の避難施設として機能するために必要な機器・資材等整備事業 ・地域の防犯のための設備・機器整備事業
4	日常生活自立支援事業（福祉サービス利用援助事業）	軽度の認知症高齢者や知的障がい者、精神障がい者の地域での自立生活を支援するための日常生活自立支援事業（福祉サービス利用援助事業）に配分する。	市社会福祉協議会	200,000	・日常生活自立支援事業に関する講演会・研修会の開催 ・日常生活自立支援事業に関するパンフレット作成発行事業（社協機関紙の発行費は対象としない。）
			町村社会福祉協議会	100,000	・日常生活自立支援事業利用援助に係る低所得者への利用料助成事業 ・日常生活自立支援事業に実施に係る金庫等備品整備事業
5	ふれあい・いきいきサロン支援事業	高齢者等の自立生活支援や介護予防に効果がある「ふれあい・いきいきサロン」の普及・充実のための事業に配分する。	市社会福祉協議会	200,000	・「ふれあいサロン」に関する研修会・講習会の開催 ・「ふれあいサロン」に関するパンフレット作成発行事業（社協機関紙の発行費は対象としない。）
			町村社会福祉協議会	100,000	・「ふれあいサロン」活動の充実を図るための機器整備事業 ・「ふれあいサロン」活動の充実を図るための助成事業
6	地域から孤立をなくすための事業	不登校や引きこもり、いじめ、離職、病気、新型コロナウイルス感染拡大に伴う経済的困窮等により、社会的に孤立した人たちを包み支えよう活動や仕組みづくりを対象に配分する。	社会福祉協議会 社会福祉施設 NPO法人	200,000	・新型コロナウイルスの拡大に伴う経済的困窮や社会的孤立を支える活動 ・地域で孤立している人たちへの新たな見守りの仕組みづくり ・不登校やひきこもりの人たちの居場所づくり・フリースクール・学習支援 ・チャイルドラインなどの相談支援活動 ・子ども食堂、フードバンク、フードパントリー ・いのちの電話 ・経済的困窮者のための中間的就労のための事業 ・広域避難者への支援活動 ・DVや依存症などの人たちの支援活動 ・DV被害者のシェルター運営 ・ホームレスへの支援活動 ・専門機関での相談支援の体制づくり ・孤立した人たちを支えるネットワーク活動、啓蒙・調査活動

*1. 配分対象の社会福祉施設は県域の福祉施設とし、NPO法人は本会が同法人支援配分要綱に規定した資格要件に該当する法人で過去2年以上の相当な福祉活動実績のある法人とする。

*2. 研修会・講演会、各種養成講座等の開催経費は、会場費、資料作成費、講師料を配分対象とし、講師料は5万円を限度とする。

*3. パソコン機器整備事業は、「1. ボランティア活動推進事業」の福祉対象者の直接的な支援となる点字点訳用等に使用するパソコン機器を対象とし、他のメニュー事業は対象としない。